

平成29年第1回大多喜町議会定例会

2月会議会議録

平成29年 2月1日 開会

平成29年 2月1日 散会

大多喜町議会

平成29年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録目次

第1号 (2月1日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
臨時議長の紹介及び挨拶	3
開会及び開議の宣告	3
町長挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	5
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	8
常任委員会委員の選任	10
議会運営委員会委員の選任	11
夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	12
国保国吉病院組合議会議員の選挙	14
夷隅環境衛生組合議会議員の選挙	16
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	18
同意第1号 監査委員の選任について	20
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
会議時間の延長	36
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	44

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
休会について	51
散会の宣告	51
署名議員	53

第1回大多喜町議会定例会2月会議

(第 1 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録

平成29年2月1日(水)

午後 2時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	山岸勝君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	古茶義明君	総務課長補佐	麻生克美君
企画財政課長補佐	君塚恭夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 田中雅人

議事日程(第1号)

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 8 国保国吉病院組合議会議員の選挙
- 追加日程第 9 夷隅環境衛生組合議会議員の選挙
- 追加日程第 10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 11 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 12 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 13 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例及び大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 14 議案第 3 号 平成 28 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 追加日程第 15 議案第 4 号 平成 28 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 16 議案第 5 号 平成 28 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 17 議案第 6 号 平成 28 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 18 議案第 7 号 平成 28 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 19 議案第 8 号 平成 28 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） 本日ここに、平成29年第1回大多喜町議会定例会2月会議が招集されましたが、この議会は、さきに執行されました大多喜町議会議員一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員さんが臨時に議長の職を行うこととされております。出席議員中、志関武良夫議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

志関武良夫議員、議長席にお着きいただきたいと思っております。

（年長の志関武良夫議員 議長席に着く）

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） それでは、志関議員、議事の進行をお願いしたいと存じます。

○臨時議長（志関武良夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。

ご苦労さまでございます。

ただいまご紹介いただきました志関でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（志関武良夫君） ただいまの出席議員は12名全員です。

したがって、会議が成立しました。

ただいまから平成29年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

これより2月会議を開きます。

（午後 2時02分）

◎町長挨拶

○臨時議長（志関武良夫君） 初議会に先立ち、町長からご挨拶がありますので、よろしくお願い申し上げます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、新しく選ばれた議員各位をお迎えして、平成29年第1回議会定例会2月会議を招集させていただきましたところ、全員のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、議員各位には、去る1月15日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、町民の

期待を担って、めでたくご当選され、本日ここに初の議会を開会する運びとなりましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

本町は昭和29年の町村合併以降、町議会を初め、先輩各位のたゆまぬ努力により堅実に発展を遂げてまいりましたが、さまざまな社会経済情勢の変化もあり、長く人口減少が続いております。このような中で、私といたしましても、住民福祉の増進のため、渾身の努力を傾けてまいりますので、議員各位におかれましても、町政発展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

我が国の経済は、内閣府が本年1月に公表した月例経済報告によれば、景気は一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるとしていますが、一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘しております。楽観できない状況が続いております。

地方財政においては今後も厳しい運営が求められますが、人口減少や少子化など、課題に対応するため、安定的な財政基盤を確保し、地域の特徴を生かした取り組みが進められているところでございます。

このような中で、横山地先には胡蝶蘭栽培の企業の進出が決まり、既に施設の建設工事に着手しており、また、この1月からは県内で初の取り組みとして、中学生の給食費を無料化し、将来的には小学校の給食費に関しましても無料化を目指してまいります。

厳しい社会情勢のもとではありますが、このような施策を展開するとともに、首都圏から近いというメリットを生かし、今後も雇用の促進や若者の定住化を目指したまちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、選挙後初めての議会でございますので、議長、副議長の選挙や議会運営上の委員の選出などの後、条例の一部改正が2件、一般会計を初めとした補正予算6件につきまして議案を提出させていただきますので、ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、会議冒頭のご挨拶といたします。

○臨時議長（志関武良夫君） ありがとうございます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（志関武良夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

事務局より、仮議席の座席図を配付いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（志関武良夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場を閉める）

○臨時議長（志関武良夫君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番野中眞弓君、2番野村賢一君、3番渡辺善男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、投票願います。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（志関武良夫君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱の点検）

○臨時議長（志関武良夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、投票願います。

（議会事務局長点呼により議席順に投票）

○臨時議長（志関武良夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（志関武良夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

野中議員、野村議員、渡辺善男議員、開票の立ち会いのため、投票箱の前にお集まり願います。

(開票)

○臨時議長（志関武良夫君） 立会人の方はご苦労さまでした。

選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

野村賢一議員 8票

吉野僖一議員 3票

野中眞弓議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、野村賢一議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（志関武良夫君） ただいま議長に当選されました野村賢一議員が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました野村議員から当選の承諾のご挨拶をお願いいたします。

野村賢一君。

○議長（野村賢一君） ただいまの選挙で選任されました野村賢一でございます。

先ほど町長の話がございましたが、今、各地方自治体の大変な時期だと思います。そんな中で、二元代表制の一環として、大多喜町議会の議長として一生懸命になって努力し、頑張りたいと思います。

これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。きょうはありがとうございました。

○臨時議長（志関武良夫君） 以上をもちまして、私の臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力まことにありがとうございました。

これをもって新議長と交代しますが、ここで10分間の休憩、2時30分からの再開とします。

休憩です。

(午後 2時18分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

○議長（野村賢一君） ただいま皆さんからご支持をいただきまして、議長に当選させていただきましたが、議会の円滑な運営につきましては、何とぞ皆様方のご協力をお願い申し上げます。

◎議席の指定

○議長（野村賢一君） それでは、追加議事日程第1号の追加1に従い、議事を進めます。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

なお、議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、12番議席にご着席の志関武良夫議員の議席を、2番議席に変更します。

議席の移動をお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 野 中 眞 弓 議員

2番 志 関 武良夫 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、定例会の会期につきましては、通年議会実施要領

第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。ただし、議員の任期満了の年及び町長の任期満了の年における会期は、2月から翌年の招集予定日の前日までとすることとされています。

このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で、平成30年2月1日招集予定ということでもあります。したがって、平成29年第1回大多喜町議会定例会の会期は、本日2月1日から平成30年1月31日までの365日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から平成30年1月31日までの365日間とすることに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長(野村賢一君) 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口は閉めた状態とします。

(議場を閉める)

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番野中眞弓議員、2番志関武良夫議員、3番渡辺善男議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、投票願います。

(議会事務局長点呼により議席順に投票)

○議長(野村賢一君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

野中眞弓議員、志関武良夫議員、渡辺善男議員、開票の立ち会いのため、投票箱の前にお願います。

(開票)

○議長(野村賢一君) 立会人の方は大変ご苦労さまでございました。

選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

麻生勇議員 8票

吉野一男議員 2票

吉野僖一議員 1票

野中眞弓議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、麻生勇議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(野村賢一君) ただいま副議長に当選されました麻生勇議員が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました麻生勇議員から副議長当選のご承諾のご挨拶をお願いします。

麻生勇君。

○副議長（麻生 勇君） ただいまの選挙の結果、聞いたとおりでございます。

新議長とともに、町政に頑張っていきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 次に、これより、常任委員会の指名名簿を配付いたします。

（常任委員会委員指名簿の配付）

◎常任委員会委員の選任

○議長（野村賢一君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました常任委員会委員指名簿のとおり指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元にお配りいたしました常任委員会委員指名簿のとおり選任することに決定しました。

お諮りします。

議会委員会条例第8条の規定により、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

互選をお願いします。

総務文教常任委員会は議員控室、福祉経済常任委員会は議長室で会議を開きます。

なお、互選に関する職務については、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくお願ひします。

総務文教常任委員会は志関武良夫議員、福祉経済常任委員会は私でございます。

それでは、互選のため、議事進行等その職務をよろしくお願ひしたいと思えます。

ここで暫時休憩とします。

(午後 2時46分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時57分)

○議長（野村賢一君） ただいま各常任委員会で選出された委員長、副委員長を報告します。

総務文教常任委員会 委員長 志関武良夫議員

副委員長 根本年生議員

福祉経済常任委員会 委員長 渡邊泰宣議員

副委員長 山田久子議員

以上のとおりでございます。

○議長（野村賢一君） ここで、日程第6に入る前に、議会運営委員会委員指名簿を配付しますので、しばらくお待ちください。

(議会運営委員会委員指名簿の配付)

○議長（野村賢一君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（野村賢一君） それでは、日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元にお配りしました指名簿のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第8条の規定により、議会運

営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選については、議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員会の年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

志関武良夫議員が年長の委員でありますので、互選のための議事進行等の職務をお願いします。

それでは、委員長、副委員長が決まるまでの間、暫時休憩とします。

委員会の会場は、議長室でお願いします。

(午後 3時04分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時08分)

○議長（野村賢一君） ただいま議会運営委員会で選出されました委員長、副委員長を報告します。

委員長 志関武良夫議員

副委員長 渡邊泰宣議員

以上のとおりです。よろしくをお願いします。

◎夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（野村賢一君） 日程第7、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場を閉める)

○議長（野村賢一君） 事務局は投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番野中眞弓議員、2番志関武良夫議員、

3番渡辺善男議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

この選挙は得票数の上位2名をもって当選者としますので、ご承知願います。

(議会事務局長点呼により議席順に投票)

○議長(野村賢一君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

野中眞弓議員、志関武良夫議員、渡辺善男議員に開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野村賢一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

末吉昭男議員 5票

麻生勇議員 4票

野中眞弓議員 1票

吉野一男議員 1票

麻生剛議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、末吉昭男議員、麻生勇議員が夷隅郡市広域市町村圏事務組合議員に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(野村賢一君) ただいま夷隅郡市広域市町村圏事務組合議員に当選された2人の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました末吉昭男議員、麻生勇議員より当選の承諾のご挨拶をお願いします。

では、8番麻生勇君。

○8番(麻生 勇君) 改めて、投票結果が出まして当選ということです。

前年まで私、広域やらせていただきましたけれども、引き続き頑張っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長(野村賢一君) 10番末吉昭男君。

○10番(末吉昭男君) ただいま選挙の結果、広域の議員ということでございますけれども、初めてでございますけれども、皆さんひとつよろしくお願いたしたいと思えます。

◎国保国吉病院組合議会議員の選挙

○議長(野村賢一君) 次に、日程第8、国保国吉病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3人であります。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場を閉める)

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番野中眞弓議員、2番志関武良夫議員、3番渡辺善男議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

この選挙は得票数の上位3名をもって当選者としますので、ご承知願います。

1番議員より議席順に投票を開始してください。

(投票)

○議長(野村賢一君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野中眞弓議員、志関武良夫議員、渡辺善男議員の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野村賢一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

渡辺善男議員 5票

志関武良夫議員 3票

麻生剛議員 2票

吉野僖一議員 1票

野中眞弓議員 1票

この選挙の法定得票数は1票です。

したがって、渡辺善男議員、志関武良夫議員、麻生剛議員が国保国吉病院組合議会議員に
当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(野村賢一君) ただいま国保国吉病院組合議会議員に当選された3人の議員が議場に
おられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

国保国吉病院組合議会議員に当選されました渡辺善男議員、志関武良夫議員、麻生剛議員
より当選のご承諾のご挨拶をお願いします。

3番渡辺善男君。

○3番(渡辺善男君) なれないことですが、一生懸命勉強してまいりたいと思います
ので、よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) 2番志関武良夫君。

○2番(志関武良夫君) 夷隅医療センターの経営状況、そういうものは非常に緊迫した状況
になっておりますので、これからそういったものを含めまして、私なりに精査をしまして、
一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくどうぞお願いします。

○議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 私も医療関係に長らく携わった関係もございますので、私の知識を思
う存分やらせていただきます。決して皆さんに悔いのないような、そういう議員としていき
たいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでございました。

ここで10分間の休憩をしたいと思います。

(午後 3時32分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時40分)

◎夷隅環境衛生組合議会議員の選挙

○議長(野村賢一君) 日程第9、夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は1人であります。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場を閉める)

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番野中眞弓議員、2番志関武良夫議員、3番渡辺善男議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

この選挙は得票数の上位1名をもって当選者としますので、ご承知願います。

(投票)

○議長(野村賢一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野中眞弓議員、志関武良夫議員、渡辺善男議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野村賢一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

根本年生議員 8票

麻生剛議員 1票

吉野一男議員 1票

渡邊泰宣議員 1票

野中眞弓議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、根本年生議員が夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(野村賢一君) ただいま夷隅環境衛生組合議会議員に当選された根本年生議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました根本年生議員、当選の承諾のご挨拶をお願いします。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) 精いっぱいやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(野村賢一君) 日程第10、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は1人です。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場を閉める)

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番野中眞弓議員、2番志関武良夫議員、

3番渡辺善男議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

この選挙は得票数の上位1名をもって当選者としますので、ご承知願います。

(投票)

○議長(野村賢一君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野中眞弓議員、志関武良夫議員、渡辺善男議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野村賢一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

山田久子議員 8票

麻生剛議員 1票

渡邊泰宣議員 1票

渡辺善男議員 1票

吉野一男議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山田久子議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(野村賢一君) ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された山田久子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました山田久子議員、当選の承諾のご挨拶をお願いします。

11番山田久子君。

○11番(山田久子君) 山田久子でございます。

何分にも初めてのことでございますので、皆様のご指導とご鞭撻を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第1号 監査委員の選任について

○議長(野村賢一君) 日程第11、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、7番、渡邊泰宣議員の退席を求めます。

(7番 渡邊泰宣君 退席)

○議長(野村賢一君) 本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) それでは、同意第1号につきましてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、議員のうちから選任をしていた者の議員としての任期が満了したことにより、新たな委員の選任について同意をいただくものでございます。

それでは本文に入ります。

同意第1号 監査委員の選任について。

次の者を大多喜町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

氏名は、渡邊泰宣氏。住所は、大多喜町平沢1357番地。生年月日は、昭和22年3月10日でございます。

なお、渡邊泰宣氏でございますが、人格、識見ともにすぐれており、町民からの信頼も厚く、本町監査委員として適任であるということで同意を求めるものでございます。

何とぞ皆様のご同意をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、町長のほうから渡邊泰宣氏の監査委員の選任、この方自身、別に人格、識見悪いというわけではありません。ただ、町長、私が議会議員の任期になって25日から、そして27日に全員協議会がございました。そのとき何の話もなくて、またきょういきなり、それは法的にどうこうということじゃないんです。私が言うのは、執行部と私ども議会というのは、お互いに町をよくしようという形での方向性は同じだと思います。そうしますと、いきなり短期間にこういうことをやられては、これはある面で議会軽視ととられかねないと、私はそれを危惧するんです。27日にそれなりのあれがあってしかるべきだったと私は思うんです。

これは執行部の見解、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私どもは渡邊議員につきましては、もう既に1期やっていただきまして、私もよく知っております。そういうことで、議員の皆さん方もよく知っておられると思いますので、そういうことで私は異論はないのではないかと考えています。

これは私どものほうで、こうして同意を求めているわけでございますが、特に、では議員の皆さんとこうしてこういう話をしましょうということではなくて、町としてお願いをしているものでございます。

ですから、議員の皆さんがこれから、その皆さんの考え方の中で同意をするかしないかというのをお願いするところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませぬか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長の答弁、今いただきました。

別に私は渡邊泰宣氏のことをどうこうとか言っているわけじゃなくて、また、議会議員で

すから、お互いにこの方を同意しないとかするとかいうわけじゃなくて、もう少し、監査委員というのはどういう立場であるかということをしっかり把握していただきたいと思うんです。やはりこれは、かつては監査委員というのは議会の代表する方、華である。要するに簡単に言えば、決算書もきちっと精通なさっているし、予算書もみずからつくれる、そのような立場の方、議長、副議長と同格である。決して今回挙げた方がそういう能力がないというわけではないんです。

つまり、そういうような能力が求められる者に対して、この程度のわずか議決する数秒前に言われて、どうかと言われると、これは反対できないでしょう、ここにいる方、みんな。なぜかという仲間だからね。ただ、仲間であっても、よくわからんですよ、これじゃ。

だから私が言いたいのは、町長、もう少し、そこにやはりお互いのキャッチボールがないと、皆さんで選んでくれと。みんな選びますよ、恐らく。私も別にこの方、立派な方だと思いますから、選ぶと思いますけれども、ただやり方、手法が、ちょっとそれでは余りにも議会軽視と言われても仕方ない。

ですから、改めて答弁は問いません。そういうことで、私の意見として、次回、また町長がこういう形で提案することがあれば、全員協議会なりでそれなりにキャッチボールをしていただきたい。

私は飯島町政を応援しますので、そのために苦言を呈します。恐らく執行部の人たちも、議員の人たちもなかなか言わないんですよ。言わないと、町長自身が裸の王様になっちゃうんですよ、どうしても、来ないから。でも私は言いますよ、はっきり。しかしそれは、町を愛するが故に言うわけですから、きょうも、こんなことは隣の人ですから言いたくないけれども、あえて言わせてもらったのはそういうことです。よくするためにはお互いに議論を切磋琢磨して時間をかけてやりましょう。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 勉強不足で申しわけないです。確認でございます。

任期はこれはどういうことでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、任期は議員の任期ということになります。4年ですね。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この監査委員の選任について、今、麻生剛議員のほうからいろいろなことが出ました。ただ、この議案はきょう配られたものじゃなくて、数日前に配られていたはずですよ。何かあれば執行部のほうに問い合わせするなりなんなり、相談することは十分できたと思います。

それでも、いろいろ時間的に難しいということもあろうかと思いますが、議案は数日前に、1週間ぐらい、前回の全員協議会だったですかね。そのときに配られていますので、もうちょっとその辺はお互いに執行部側と話し合っ、事前にそういったことは当然問い合わせすることもできたと思いますので、その辺を十分やっただければ、ある程度納得される時間もあるのかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

麻生君、さっきから3回目だよ、この件に関して。

よろしいですか。

（「言論の自由ですから」の声あり）

○議長（野村賢一君） いや言論の自由じゃなくて、議会ルールがあります。

（「議会ルールで3回はいい」の声あり）

○議長（野村賢一君） はい。だから3回目、どうぞ。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 議長から、議会ルールということですから、一応3回目ということで。

今、根本議員からのお話がありました。これは根本議員、これちょっと違うと思うんだよね。なぜかという、これはあくまでも執行部側から同意するというのを我々に求めるのであれば、執行部側からもっと含蓄のある内容のお話があり、提案があつてしかるべきで、監査委員の役割とはこういうことで、こうであったと。それも全員協議会の中でできることで、それを私があたかも問い合わせしないからいけないんだとか、そういうことではないんです。その辺をよくご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

（「今の件で」の声あり）

○議長（野村賢一君） ちょっと待ってください。

2人の議論じゃないんだから。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

(7番 渡邊泰宣君 入場)

○議長(野村賢一君) 7番渡邊泰宣議員に申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意議案が審議されましたが、議会において同意されましたので、ご報告申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第12、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐(麻生克美君) それでは、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

17ページでございます。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

条例の改正理由は2点でございますが、まず1点目は、議案第2号でも説明させていただきますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引き上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長並びに教育長の期末手当を引き上

げようとするものでございます。

次に、2点目でございますが、町長、副町長及び教育長の給料に関しましては、平成17年度から削減を始め、平成23年度からは一律25パーセントの削減を行っており、この削減の期間が本年3月31日をもって終了しますが、引き続き厳しい財政状況が続くことから、町長の意向により、平成29年度においてもこれまでどおり、町長、副町長及び教育長の給料額を25パーセント削減しようとするものでございます。

なお、削減の期間は、町長の任期の関係から、平成30年1月31日までとしようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

第3条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。この改正は、町長及び副町長の期末手当の支給割合、一般職職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、給与勧告に基づき、一般職に準じ、6月支給分及び12月支給分とも100分の5ずつ引き上げ、現在の支給割合により、年間で100分の10引き上げようとするものでございます。

なお、教育長の期末手当の支給割合は、町長及び副町長の支給割合に準ずる規定となっております。

次に、附則第7号中「平成29年3月31日」を「平成30年1月31日」に、「する」を「、同表教育長の項中「53万6,000円」とあるのは「40万2,000円」とする」に改める。この改正は、現在実施している町長及び副町長の給料の減額措置を平成30年1月31日まで延長しようとするとともに、これまで教育長の給料も町長、副町長に準じて25パーセントの削減をしてまいりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、現在の教育長の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い、本年4月1日から教育長が特別職となることから、教育長の給料の減額措置を引き続き継続していくためには、特別職の職員で常勤のものの給与等を定めた本条例に規定する必要があることから、改正しようとするものでございます。

次に、附則として、施行期日等。

1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項の規定は、平成28年4月1日から適用する。これは、改正条例の施行日を定めるとともに、期末手当の支

割合の改正を昨年4月1日にさかのぼって適用することを定めようとするものでございます。

次に、第2項でございますが、これは改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定により支給された期末手当の内払いとみなすことを定めようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 皆様に先ほどご紹介したとおり、きょう総務課長の加曾利課長と企画財政課長の西郡課長が病欠で休んでいるということで、きょうは総務課長の代理の総務課長補佐の麻生君、企画財政課長補正の君塚君が対応しますので、よろしくお願いしたいと思います。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例

及び大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（麻生克美君） 議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例及び大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。19ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由のご説明を申し上げます。

人事院は平成28年8月8日に、国会及び内閣に対し公務員給与の改定を勧告しました。その内容は、民間の月例給の支給額が国家公務員の給与を上回っていることから、給料表の引き上げを行うこと。また、特別給の支給割合が国家公務員の期末勤勉手当の支給割合を上回っていることから、国家公務員の勤勉手当の支給割合を0.1カ月分引き上げること。配偶者に係る手当額を、他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、これにより生ずる原資を使って子に係る手当額を引き上げる見直しを実施することなどで、この改定は一部を除き、本年4月にさかのぼって適用することとしております。

千葉県の人件委員会におきましても、昨年10月14日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っており、その勧告を受けた県では、関係する議案を12月県議会に提出し、可決しております。

このような給与勧告の制度は、団体交渉権や争議権等を制限された公務員の給与を適正に維持するため、人事、行政に関する専門的中立機関の判断に委ねられたものであり、この勧告は国や地方公共団体を拘束するものではありませんが、その趣旨から十分尊重されるべきものとされております。

人事委員会を置かない地方公共団体にあっては、このような勧告を行う機関はありませんが、地方公務員法では、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされておりますので、本町におきましても、国の人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づきまして、町の一般職の職員の給与条例等について改正しようとするものでございます。

なお、改正後の条例は、施行日や適用日が異なっていることから、4条に分けて改正する手法をとっております。

それでは、内容について説明させていただきますが、改正文が長いものもございまして、

一部を除き、条文の朗読を割愛し、改正内容について概要を説明させていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例及び大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を次のように改める。

5号、重度心身障害者。この改正は、子と孫に対する扶養手当の額を区分する必要があること及び国や県の例規に準ずるため、扶養手当の支給対象者となる扶養親族の表現を改めようとするものでございます。

次に、第10条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3号、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫。この改正は、子と孫に対する扶養手当の額を区分する必要があることから、新たに扶養手当の支給対象者たる扶養親族の孫を規定する号を設けようとするものでございます。

次に、第10条第3項の改正ですが、この改正は、次の20ページの上から2行目までにわたりますが、給与勧告に基づき、子供の扶養手当の額を、月額6,500円から7,000円に500円引き上げようとする改正でございます。

次に、第11条の改正ですが、この改正は、次の21ページの上から4行目までにわたりますが、まず第1項は、新たに扶養親族としての要件を備えるに至ったものがある場合や、扶養親族としての要件を欠くに至ったものがある場合などは、職員は任命権者に届け出ることを規定したのですが、この規定のうち、第10条第2項の改正により、新たに扶養手当の支給対象者たる扶養親族の孫を規定する号を設けたことによる改正及び字句の整理を行おうとするものでございます。

第2項は、扶養手当の支給の開始及び終了の時期について規定したものでございますが、この規定のうち、県の条例に合わせて表現を改めるもの及び字句の修正をしようとするものでございます。

全文の改正にはなりますが、第3項は扶養手当の支給額の改定について規定したもので、この規定に関しては、第10条第2項の改正により、扶養手当の支給対象者たる扶養親族の孫

を規定する号を設けたことに伴う改正と、県の条例に準じて表現を改めようとするものでございます。

次に、第23条第2項の改正でございますが、この改正は字句の修正と本年12月に支給した再任用職員及び任期付職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を「100分の80」から「100分の90」に、再任用職員及び任期付職員の勤勉手当の支給割合を「100分の37.5」から「100分の42.5」にそれぞれ引き上げるものでございます。これにより、再任用職員及び任期付職員以外の職員は勤勉手当が年間100分の10、再任用職員及び任期付職員については年間100分の5、それぞれ引き上げられることとなり、後ほどご説明させていただきますが、昨年12月にさかのぼり適用しようとするものでございます。

次に、附則第7項の改正は、勤勉手当の支給割合の引き上げに伴いまして、55歳以上で職務の級が7級の職員、課長級でございますが、この職員の給料が現在は減額されておりますが、この減額されている間の勤勉手当の上限額を引き上げる必要がありますので、これを引き上げようとするものでございます。

次に、別表第1から別表第3までを次のように改める。

この改正は、国や県の給料表に準じて、職員の給料額を定めた給料表を改めようとするもので、平均しますと、改定率は行政職1の給料表で、平均0.2パーセントの引き上げでございます。なお、1級の主事補クラスで0.61パーセント、7級の課長クラスで0.1パーセントの引き上げで、若い職員にウエートを置いた改定となっております。

各給料表の説明につきましては、割愛させていただきます。

次に、ページのほう、給料表がありますので飛びますけれども、36ページをお開きください。

36ページ、中段付近の表の下からになりますが、第2条でございます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正。

第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3項、扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

この改正は、給与勧告に基づき、配偶者に係る扶養手当を1万3,000円から6,500円に減額し、子に係る扶養手当を7,000円から1万円に増額するものでございます。なお、配偶者に

係る扶養手当については、急激な減額を避けるため、2年間かけて段階的に引き下げるものでございます。

次に、第11条の改正ですが、これはこれまで職員に配偶者がない場合には、子や父母等に扶養手当を増額することとなっておりましたが、職員に配偶者がある場合においても、子供に対する扶養手当を1万円を増額することに伴い、配偶者の有無に関する規定が不要になることから、これに関する規定を削る改正をしようとするものでございます。

次に、一番下になりますが、第23条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。この改正は、先ほど第1条で改正の説明をさせていただきました再任用職員及び任期付職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を「100分の80」から「100分の90」に、再任用職員及び任期付職員の勤勉手当の支給割合を「100分の37.5」から「100分の42.5」に改め、再任用職員及び任期付職員以外の職員については、年間「100分の10」、再任用職員につきましては、年間「100分の5」引き上げるとの説明をさせていただきましたが、この改正は平成28年度のみ改正とし、平成29年度以降は、例えば再任用職員及び任期付職員以外の職員につきましては、第1条の改正で年間100分の10引き上げた支給割合の半分を、6月と12月に支給される勤勉手当に100分の5ずつ振り分けようとするものでございます。

支給割合の合計といたしましては、28年度と変更がなく、平成27年度に比べ、年間で100分の10引き上げられることとなります。

次に、附則第7項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。この改正は、第1条の改正により勤勉手当の上限額を暫定的に引き上げましたので、今度はこの第2条の改正による支給割合の引き下げに伴いまして、55歳以上の職務の級が7級の職員の給料が減額されている間の勤勉手当の上限額を引き下げようとするものでございます。

次に、別表第5の改正ですが、この別表第5は級別の基準となる職務を定めた表でございますが、それぞれの基準となる職務がより具体的にわかるよう、改正しようとするものです。

次に、下のほうになりますが、第3条でございます。

大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。

第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。この改正につきましては、給与勧告に基づき、特

定任期付職員の給料表を改めようとするものでございます。

なお、特定任期付の職員とは、高度の専門的な知識経験やすぐれた識見を有する者を一定期間、その知識、経験等を生かして業務を遂行することが必要な場合、採用するもので、現在、本町には該当する職員はおりません。

改正後の給料月額を表のとおりでございます。

次に、38ページの表の下側となりますが、第8条第2項の改正は、給与勧告に基づき、特定任期付職員の期末手当を引き上げるものでございます。

次に、第4条でございますが、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。

第4条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。これは第3条と同じ、特定任期付職員の期末手当に関する改正で、第3条の改正で、期末手当を暫定的に引き上げましたが、期末手当は年2回支給されることから、第3条で改正したままでは支給割合が多くなってしまいますので、これを引き下げようとするものでございます。

次に、附則でございますが、これは改正条例の施行期日、施行に伴う経過措置、特例などを定めようとするものでございます。

第1項は、改正条例の施行日を定めようとするものでございます。

第2項は、給料表の改定及び子供に係る扶養手当の月額を6,500円から7,000円の増額に関する規定は、平成28年4月1日にさかのぼり適用し、勤勉手当の引き上げに関する規定は、平成28年12月1日にさかのぼり適用することを定めようとするものでございます。

第3項は、給与条例別表第5から主査補を除くことに伴い、経過措置を定めようとするものでございます。

第4項は、給料表改定の適用日である平成28年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員について、所要の調整ができることを定めようとするものでございます。

第5項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めようとするものでございます。

第6項は、49ページの下から4行目までとなりますが、配偶者及び子供に係る扶養手当の特例を定めるもので、配偶者に係る扶養手当の額が急激に下がらないようにするため、平成29年度中の配偶者に係る扶養手当の額を月1万円、子供に係る扶養手当の額を月8,000円とする規定に読みかえる特例を定めようとするものでございます。

また、平成29年度中は、扶養手当の支給を受ける職員に配偶者がいない場合、子供に対する扶養手当の額が増額されることから、これに関する規定に読みかえる特例を定めようとするものでございます。

第7項は、条例の施行に関し、必要な事項は町長に委任しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 6点ほど質問したいと思います。

大変長い説明があったんですけども、次から次に抜けていってしまいます。

そこで、まず第1点目の質問ですけども、この給料改定の主な特徴を簡単に教えてください。

（「はい」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） それと、待ってください。

初めに質問を全部言わないと、質問回数の制限がありますので。

2点目は、民間給与あるいは特別支給つまりボーナスですけども、差が出てきているという。それで、その差を埋めるための改定だという説明がありました。じゃ、具体的にどのくらいの差が生じていたのでしょうか。そして、それがどういうふうに解消されているのか。

3点目ですが、説明の中で、平成17年から給料の引き下げが行われてきたけれどもというのがありました。それを、今度までの引き上げでどのくらい戻っているのでしょうか。

それと、今度のこの給料改定により、どのくらいの費用がかかるのか。それが4点目です。

5点目ですけども、平成28年度から人事評価というか勤務評定が行われて、それをボーナスに反映するというようなことが決められていると思うんですけども、今度のこの改定で、その人事評価の反映は行われるのでしょうか。

最後、6点目ですけども、正職員はこのように扶養手当にしろ、給料表にしろ、ボーナスにしろ、十分ではないにしろ、引き上げが、これが通れば決まるんですけども、臨時職員の賃金については引き上げは考えられているのでしょうか。

以上、6点についてご答弁願います。

○議長（野村賢一君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（麻生克美君） それでは、今ご質問いただいたことにつきまして、1点ずつご説明させていただきたいと思えます。

まず初めに、この改定の主な特徴という形でご質問いただきましたけれども、今回の給与改定の主な特徴につきまして、1点目として、民間給与との差額を埋めるため、月例給の引き上げを、特に若い人に手厚く行う給料改定となっております。また、期末勤勉手当、特別給の引き上げにつきましては、0.1カ月分を実施することが内容の主なものでございます。

2点目といたしまして、扶養手当の見直しをするということで、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る子育て世代の支援を行うような形で手当額の引き上げを行う内容となっております。

改定の主な特徴はこのような内容となっております。

2番目といたしまして、民間支給率との比較というご質問だったと思えますが、民間支給率の比較につきましては、千葉県人事委員会勧告の資料によるものでございますけれども、民間給与と改定前の職員給与との差が870円、0.23パーセントの開きがございました。この給与の差額を今回の改定により埋めるものでございます。

続きまして、3点目でございますが、数年間支給の引き下げがあったか、戻し入れの状況というお話でございましたが、賞与に関する回答となりますが、ここ5年間での賞与の支給率の最高率と最低率という形でご説明させていただきますと、今回の平成28年、今回の提案させていただきます賞与月額4.3になります。近年5年では一番大きな改定率となります。平成23年度につきましては3.95という形で23、24、25年の3カ年、この最低率の状態の支給率となっております。ちなみに、人事委員会の勧告資料による回答になってしまいますけれども、平成21年度につきましては4.5カ月の賞与をいただいております。

4点目、後ほど補正でもご説明させていただきますけれども、費用は幾らぐらいかかるのか、改定に係る増額に伴うものでございますけれども、一般会計予算に係る今回の給与改定に伴う経費につきましては、職員共済費を含めた総額で770万ほどの増額という形になります。

続きまして、人事評価に関する反映についてでございますが、人事評価につきましては、本年度4月から地方公務員法に基づき実施しております。また、評価制度を実施するに当たり、評価基準等の整備等も行いました。ただし、本年度につきましては、この制度を本格実施した初年度ということもございまして、その他のことも考慮いたしまして、勤勉手当の成績率には反映させていないところでございます。

6点目といたしまして、臨時職員賃金の引き上げについてでございますが、平成28年度の予算計上をさせていただきました臨時職員の賃金につきましては、昨年の10月の千葉県の最低賃金の増額改定率を見込み、それ以上の賃金の増額改定を実施しております。

これから3月にご審議いただくこととなります新年度、平成29年度の予算につきましても、平成29年度中、今回、最低賃金が出された千葉県の最低賃金の1年後の増額改定率を見込んだ増額した賃金により予算計上しているところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 5番目の人事評価の件なんですけれども、ことしは反映しないと、初年度で。来年度以降についてはどうなるのでしょうか。

そして、ちょっと給料からずれると思うんですけれども、この人事評価というのは、そのボーナスを操作するためではなくて、本当はいい勤務をしてもらう、いい仕事をもらうということだと思うんですけれども、それがことしどういうふうな効果というか、仕事をしているのか教えていただきたいと思います。

それともう一つ、6点目の臨時職員への賃金の引き上げの件なんですけれども、10月の段階で県が出したよりも多いの見込んで28年度は予算化したということですね。微々たるものですよ。

正規の職員はさかのぼってボーナス10パーセントが支給されるのに、5円とか10円くらいの最低賃金と変わらないような時間給で、今、労働問題ではやはり最低賃金を最低でも1,000円で、もう1,500円にしようという動きがあります。今トランプさんでにぎわっているアメリカでも幾つかの州は1,500円というのを実施しているわけですよ。それが世界の流れになっていく。

定住化ということを声高に、今、議員も、それから行政、執行部も言っている中で、やはり雇用、収入をきちんと生活できる賃金を保障されるということは喫緊の課題だと思うのですが、その臨時職員についても、28年度さかのぼって支給できるような賃上げは考えられないのでしょうか。これは町長に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、今、国のほうでも同一労働、同一賃金ということで、これか

らいろいろと働き方については議論されるところでございますが、ただ、町だけがそういう形でやるというのはなかなか難しいところがありまして、町内にはいろんな事業者もございます。そういった整合性というのもございますので、今回、ただいまご説明したような形で進めさせていただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「もう一つ、人事評価について、来年度以降どうなるのかと、今どういうふうに生かそうとしているのか、生かしているのか」の声あり）

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人事評価制度につきましては、これは以前から制度としては実はありまして、なかなかそれが実用していなかったということでございますけれども、ただ、同じ1時間の中でやはりそれぞれ労働の内容というのが確かに違っていることもあります。これは人事評価委員というのはある程度選定しまして、その皆さんである程度その評価したものを、またこれから反映するような形になっていくんだと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 37ページの下段の第3条の任期付職員の採用等に関する条例の件で、先ほどの説明の中で、これは高度の専門的職員、日常の業務の中ではなかなか対応できない。町が重要な施策を行うに当たって、本当に専門的な技術者が必要だという場合に、こういった条例をもって採用できるということであると思います。これは必要があるからこういった条例ができたのであって、条例ができておきながら、現在はいないと。じゃ、過去にはいたのか、今後はどうなのか。

大きな問題はやっぱり技術者不足、あらゆる面で専門的知識を持った職員の方が、すぐこれは育ちませんので、長年やれば育つんでしょうけれども、今さまざま町も施策を行っている中で、やはり専門的職員の採用というのは非常に重要なことだと思います。これがなぜこういった条例がありながら、そういった職員を採用しないのか、過去にはいたのか、今後はどうなのか、その辺を答弁してください。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、根本議員のおっしゃるとおりであろうかと思えます。要は今まで職員はそれぞれみんな仕事を持っているわけですね。ですから、その専門的などところに特化するというのはなかなか難しい。そういうことで、今度はそれをやはり活用していかなければ

ばいけないということで、一つは、例えば観光の問題、あるいは農業の問題いろいろございますけれども、そういう専門的な技術を有した方を活用できるような、そんな形にしていきたいと思っているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 前向きな答弁でありましたけれども、これはやっぱり早急にやらないといけないと思いますが、今後の予定、こういった人を採用する予定だよというものがありましたら教えてください。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これ提案しましたのは、実はこれから観光もいろいろとインバウンドも含めて進めていかなければいけないということで、こういったことが一つございます。また、もう一方で、農業という問題で、技術者はやっぱり必要でございますので、そういったところも含めて進めていくところでございます。

また、そのほかに私ども町も、歴史と文化の町ということでございますので、そういったところにもいろいろと専門的な技術が要るものですから、そういったところを含めて、いろいろ幅広く考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 近隣の市町村を見ていると、町の職員を終わった方じゃなくて、県の職員とか、今まで国の職員でも全て定年でやめてしまって、大多喜町にも結構重要なポストにいた方も、定年後、今、何もしていないという方もいらっしゃると思うんですね。そういった方々も積極的に採用していただいて、専門的分野で活躍してもらうようにやっていただけるといいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、そのご質問のとおり、これから進めてまいりたいと思いますが、さっき一つお答えしなかったんですが、特に滞納等に関しまして、徴収の技術といいますか、そういったものを国税庁の職員等も含めて、それも検討しているところでございます。

◎会議時間の延長

○議長（野村賢一君） 会議の途中ですが、間もなく5時になりますが、議事の都合により、会議時間を延長します。ご了解願います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

5時5分からお願いします。

（午後 4時57分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時06分）

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第14、議案第3号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（君塚恭夫君） 議案第3号の提案説明の前に、議案の字句の訂正をお願いいたします。

議案の62ページをお願いします。

給与費明細書62ページ中段の職員手当の内訳中、管理職手当の補正後の表記が396万円、「3960」となっておりますが、こちらは「3961」、396万1,000円の誤りですので、訂正して

くださるようお願いいたします。

それでは、議案第3号の説明をさせていただきます。

議案の41ページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,762万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,704万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、第2表繰越明許費補正から順次ご説明させていただきますので、45ページをお開きください。

第2表繰越明許費追加、表内の事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものがございます。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業2,898万1,000円は、9月22日の豪雨で発生した町道老津線の崩壊に伴う災害復旧工事で、年度内の完了が困難なことから、翌年度に繰り越すものがございます。合計4,353万6,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた1,455万5,000円に、今回の追加となる2,898万1,000円を加算した額でございます。

次にその下、第3表地方債補正、変更、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業債、この起債につきましては、繰越明許費で説明させていただきました町道老津線の災害復旧工事に係る起債の増額でございます。補正前の限度額160万円に910万円を増額し、補正後の限度額を1,070万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

次に、事項別明細書により、歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、48、49ページをお開きください。

2、歳入。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目4公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,832万円の増額補正は、町道老津線の災害復旧工事に係るものでございます。

次の款19繰越金20万3,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款21町債910万円の増額補正は、第3表でご説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算につきましては、先に給与費明細書により給与改定などの補正額を説明させていただきますので、60ページ、61ページをお開きください。

給与費明細書、1、特別職の表中、区分欄の比較で説明させていただきます。

長等の項、期末手当11万9,000円の増額及び共済費2万2,000円の増額は給与改定分の増額でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職、1号総括の表、給与改定に係るものと育児休業及び退職に伴う減額や各種手当の過不足額を見込み計上してございます。

比較の項の給料は534万4,000円の減額、職員手当は338万1,000円の増額、合計196万3,000円の減額。共済費は1万9,000円の増額で、合計としまして194万4,000円の減額でございます。

その下の職員手当の内訳は、増額した338万1,000円の手当の内訳となっています。

次の2号給料及び職員手当の増減額の明細の表をごらんください。

給料は534万4,000円の減額でございますが、給与改定に伴う増分139万6,000円と、育児休業及び退職に伴う減674万円でございます。

次の職員手当338万1,000円の増額の内訳は、532万1,000円が給与改定に伴う扶養手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末勤勉手当などの増で、その他の増減分194万円の減額は、育児休業、退職及び各種手当の対象職員の増減によるものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますが、給与改定に伴う各目の人件費補正及び特別会計の給与改定に伴う繰出金につきましては説明を割愛させていただきますので、52ページ、53ページをお開きください。

一番下の款4衛生費、項1保健衛生費、次のページをお開きください。

54ページの目6地域し尿処理施設管理費40万7,000円の増額補正は、コミュニティプラント内の曝気槽に設置されているスクリー型曝気機の1つが故障したため、それを交換する

ためのものがございます。

次に、58ページ、59ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費2,898万1,000円のこちらの増額補正は、町道老津線の崩壊に伴う災害復旧工事でございます。

以上で、平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 59ページの道路橋梁災害復旧事業、繰越明許になっておりますけれども、予定としては工期はどのくらい、いつ終わるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 12月14日に国のほうから見ていただきまして、申請どおり承認いただきまして、今、実施設計のほうを進めているところで、今月中に実施設計をできればつくり上げて、年度内に発注いたしまして、金額からして工期は8月ごろを見込んでおります。以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） すみません。災害復旧の件で、これは総額のうち国の補助金というんですか、県というかね、それは全額補助金で賄えるんでしょうか、町の負担はどのくらいあるんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 国の補助金が、査定申請の額がそのまま承認されまして、査定額が2,748万1,000円でございます。そのほかに、補助事業で対応できないもの、これ150万を見込んであります。それで、国の補助金が3分の2、町が3分の1。町が3分の1のうち、先ほど説明がありました910万円が地方債、起債でございます。起債のうち毎年返還する95パーセントが交付税措置されるということでございます。

以上です。

（「総額幾らでできるのか、俺が聞いているのは」の声あり）

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 総額が2,898万1,000円、国の補助金が1,832万円、起債、地方債が910万円、差し引きの残額が町負担となります。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、細かいところはいいので、総額が幾らかかって、それから国の交付金とか補助金とかが幾らで、町の実質の負担が幾らになるのかという金額を教えてください。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（君塚恭夫君） 事業費の総額、工事請負費として補正する分2,898万1,000円、こちらは59ページの予算書のほうの数字になります。これに対して、国の支出金が1,832万円、起債が910万円で、一般財源として156万1,000円ですので、ここで目に見えるところでも、町が実際に支出する金額としては、起債の分と一般財源の分910万と156万1,000円を足した1,066万1,000円が町の負担になるんですが、このうち起債、こちらは災害復旧事業債ですので、910万円のうち95パーセントが今年度交付税措置されるということから、95パーセントを掛けますと864万5,000円となりますので、実質には201万6,000円となります。

よろしいでしょうか。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、私も同じ道路復旧工事のことでお伺いしたいんですけども、今、実施設計をされているということで伺ったんですが、当時、こちらはそのまま道路を復旧するか橋をかけるかどうかというような話もちらっと聞いた、まだ全くの考えている段階でということでしたけれども、これはどのような工事の内容になっていく予定なんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 当時、災害の状況が、延長が19メートルで、路肩決壊というのは、路肩を残して車道が決壊したというような状況で、50メートルぐらいもう岩盤から滑っているという状況で、当時、どうなるかわからないということで、10月の議会でコンサル委託をお願いしまして、その中で土質調査とコンサル、詳細設計かけまして、比較的岩盤が上のほ

うに出てきて安定した盤が出てきたので、比較的安価なものでやるようになりました。それで、壁面を両側に壁を建てて、1メートルぐらいの角の壁を建てていって、平らな鋼材で引っ張るような形で、それが一番安くて仕事が早いということで、そういう工法でやります。以上です。

○議長（野村賢一君） ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第15、議案第4号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案つづり71ページをお願いいたします。

議案第4号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）のご説明をさせていただきます。

平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,099万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、76、77ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額20万円は、職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

款10繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額261万円は、歳出でご説明申し上げます一般被保険者保険税還付金の補正財源として、前年度繰越金を充てるものでございます。

続きまして歳出でございますけれども、次の78、79ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額20万円は、給与改定に伴い、79ページ説明欄記載の人件費4名分を増額するものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金261万円の増額補正は、資格喪失等による国保税還付金に不足が生じたことによるものでございます。

以上で、平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 還付金の件なんですけれども、資格喪失による還付だということについてもうちょっと説明してください。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 資格喪失等ということで、国民健康保険から社会保険に入ったがために国保税が還付になる場合、あるいはそのほかに所得更正などにより、課税所得が変わったことにより国保税が減額となり、還付となるというふうなケースも、いろいろございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第16、議案第5号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) 議案つづり89ページをお願いいたします。

議案第5号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)のご説明をさせていただきます。

平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,862万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、94、95ページをお

願いいたします。

歳入からご説明をいたします。

款 5 諸収入、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、補正額12万9,000円は歳出で計上いたします還付金の補正財源として、千葉県後期高齢者医療広域連合からの諸収入を充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金12万9,000円の増額補正は、保険料の変更等に伴う保険料還付金に不足が生じたことによるものでございます。

以上で、平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第17、議案第6号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 議案第6号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案つづり99ページをお開きください。

平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,430万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、104ページ、105ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明いたします。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金16万2,000円の減額補正は、職員人件費の減に伴う繰入金の減額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

106ページ、107ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費27万8,000円の減額補正は、給与改定に伴う人件費の増、育児休業等に伴う期末勤勉手当、通勤手当及び共済費の減による補正でございます。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的支援事業11万6,000円の増額補正は、給与改定に伴う人件費の増額でございます。

以上で、平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第18、議案第7号 平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) それでは、議案第7号 平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

議案つづり117ページをお開きください。

本補正予算につきましては、一般職職員の給与等に関する条例の一部改正に基づきまして、水道事業職員に対しましても同様の改正をするための補正予算となっております。

総則。

第1条、平成28年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億9,176万7,000円、補正予定額36万4,000円、

計 4 億9,213万1,000円。

第 1 項営業費用、既決予定額 4 億5,744万8,000円、補正予定額36万4,000円、計 4 億5,781万2,000円。

資本的収入及び支出。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中「1 億8,942万7,000円」を「1 億8,954万円」に、「3,241万4,000円」を「3,252万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款資本的支出、既決予定額 2 億4,550万4,000円、補正予定額11万3,000円、計 2 億4,561万7,000円。

第 1 項建設改良費、既決予定額 1 億6,066万5,000円、補正予定額11万3,000円、計 1 億6,077万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第 4 条、予算第 7 条中「5,417万5,000円」を「5,465万2,000円」に改める。

なお、この経費は職員給与費の合計額の変更となっております。

次のページをごらんください。

補正予算内容の詳細につきましては、120ページ、121ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出ですが、目 1 原水及び浄水費の補正予定額 6 万8,000円の増額は、浄水場関係職員 1 名分に対する職員給与費の増によるものです。

目 2 配水及び給水費の補正予定額 5 万9,000円の増額は、配水施設関係職員 1 名分に対する職員給与費の増によるものです。

目 3 総係費の補正予定額23万7,000円の増額は、業務関係職員 4 名に対する職員給与費の増によるものです。

次のページをごらんください。

資本的収入及び支出の支出ですが、目 3 配水施設費の補正予定額11万3,000円の増額は、建設改良工事関係職員 2 名分に対する職員給与費の増によるものでございます。

以上で、議案第 7 号 大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第19、議案第8号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(君塚道朋君) 議案第8号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

○議長(野村賢一君) ページ数は何ページですか。

○特別養護老人ホーム所長(君塚道朋君) 133ページをお開きください。

本文に入らせていただきます。

総則。

第1条、平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費、補正予定額13万7,000円の増、計2億7,960万9,000円。

科目、第1項営業費用、補正予定額13万7,000円の増、計2億7,860万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条中「1億9,932万4,000円」を「1億9,946万1,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算資料により説明させていただきます。

136ページ、137ページをお開きください。

第1款、第1項、第1目総務管理費、補正予定額13万7,000円の増額。

第2節給料87万9,000円の減、第3節手当88万4,000円の増、第4節法定福利費13万2,000円の増です。補正の理由は、第2節給料につきましては、給与改定により29万2,000円の増、職員の育児休暇取得により117万1,000円の減でございます。

第3節手当につきましては、給与改定により48万7,000円の増、扶養手当が3万円の減、夜間勤務手当が実績により42万7,000円の増でございます。

第4節法定福利費は、給与改定により13万2,000円の増でございます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす2日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす2日から本年3月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） これにて本日の会議を閉じます。

散会とします。

大変お疲れさまでございました。

（午後 5時44分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年4月10日

臨時議長 志 関 武 良 夫

議 長 野 村 賢 一

署名議員 野 中 眞 弓

署名議員 志 関 武 良 夫